

狛江市の市民参加と市民協働の推進指針（改定案）

平成 16 年 1 月 策定
平成 20 年 1 月 改定
平成 25 年 3 月 改定
令和 4 年 4 月 改定
令和 5 年 ● 月 改定

推進指針策定の趣旨

狛江市の市民参加と市民協働の推進指針（以下「推進指針」という。）は、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成 15 年条例第 1 号。以下「基本条例」という。）の精神と条文を実効性のあるものとするため、行動計画として明らかにするものです。

推進指針の性格

推進指針は、狛江市（以下「市」という。）の市民参加と市民協働の取組が行政側の意図だけに左右されずに透明性を持って推進されるよう、基本条例に基づいて設置された狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に検討を委ねたものであり、**基本**条例の趣旨にのっとり、今後、市民自治の動きや社会変化等を勘案して柔軟に見直しを行います。

推進指針の構成

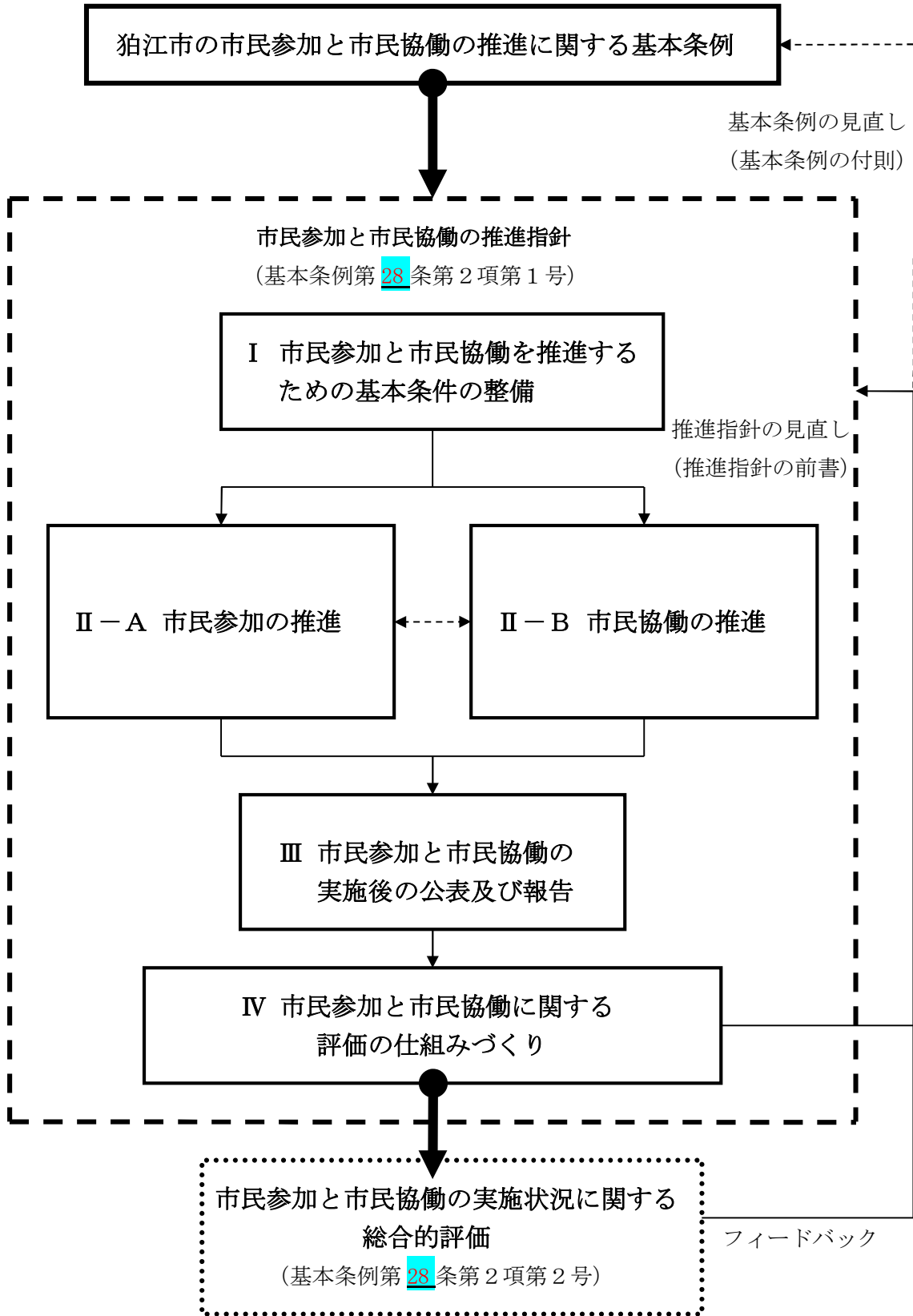
推進指針は、基本条例の構成に基づき、市民個人が行政へかかわる手続を規定した「市民参加」と、~~市民公益活動を行う団体（以下「市民公益活動団体等」という。）~~に対する行政の支援や委託等の関係を規定した「市民協働」に分けて構成しています。

市民参加を推進するためには、参加する市民が行政の取組について関心を強め、その内容を十分に理解することが必要になります。そのため行政の役割として、市民参加の前提条件となる行政情報を的確に市民に提供するとともに、市民が参加しやすいような多様な仕組を実施することが求められます。

市民協働を推進するためには、行政と市民公益活動団体**をはじめ、様々な主体**が対等な関係の中で、それぞれの特性を活かしながるともに考え、協力し、同じ目標に向かって取り組む必要があります。また、市民公益活動団体が活動実績を積み、事業の遂行能力を高めることができるよう、その活動を支援し、多様化する市民ニーズに協働して対応できる環境を整えることが求められます。

推進指針は、以上の点を重視して構成しています。

推進指針の位置づけと内容構成



「狛江市の市民参加と市民協働の推進指針」

I 市民参加と市民協働を推進するための基本条件の整備

(担当部署の独自の基本的事項として)

- (1) 基本条例の施行及び運用に必要な実施要綱やマニュアル等の個別ルールを策定します。
- (2) 各担当部署における市民参加と市民協働に関する行政情報を収集し、これを整理した上で公表します。
- (3) パンフレット等、市民の誰にも分かりやすい配布資料を作成します。

(市職員及び庁内に向けた基本的事項として)

- (4) 資料配布や研修等により、基本条例の趣旨や内容について市職員へ周知します。
- (5) 市民参加と市民協働の推進に必要な具体的情報については、各担当部署が独自に公表及び提供する体制の確立を目指します。

(市民及び市民公益活動団体に向けた基本的事項として)

- (6) 各種広報媒体を活用するほか、説明会やフォーラム等の開催を通じて、基本条例の趣旨や内容について幅広く多くの市民に周知し、市民参加と市民協働の促進を図ります。
- (7) 地域社会の課題や行政及び予算の仕組み等について市民が日頃から学ぶことができるよう、現在実施している講座等の活用も含め、多様な学習と情報提供の機会を用意します。
- (8) 市民参加と市民協働の推進の中で市民又は市民公益活動団体等から提示された新たな課題に対しては、企画財政部政策室が中心になって、その解決に努めます。

Ⅱ－A 市民参加の推進

(基本条例に定めのある市民参加の手続)

(1) 市は、審議会等への幅広い市民委員の参加を促進するため、従来の公募手続に加えて、住民基本台帳からの無作為抽出方式を積極的に導入します。審議会等の開催方法については、多様な市民層の参加を促すため、オンラインの活用を積極的に行うことにより、時間・物理的に制約がある方への参加機会を拡大します。

また、公募市民委員の選考結果や会議録の公表、会議の傍聴方法の工夫等により、一層透明性のある市民に開かれた会議運営を目指します。

(2) 基本条例第5条第1項各号に掲げる事項について、審議会等への公募市民委員の参加を経た後、さらに幅広く市民の意見を求める必要がある場合に、市は、パブリックコメント（市民意見提出制度）の手続を実施します。

(3) パブリックコメント等の手続を経てもなお市民の意見が大きく分かれる場合に、市は、それぞれの意見の主張者から直接その趣旨を聞くための公聴会の手続を実施します。

(4) 公聴会等の手続をとってもなお政策決定の判断を下すことが困難と判断される場合に、市長は、市民投票の実施を市議会に提案します。

(5) 説明会、ワークショップ、フォーラム又はシンポジウム等、基本条例第20条に定める「その他の市民参加の手続き」を多様に活用し、市民が気軽に楽しみながら市民参加できる機会を提供します。

(基本条例に定めのない市民参加の手続)

(6) 基本条例に定める手続に限らず、市長への手紙等のこれまでに進めてきた市民参加の機会をさらに充実及び普及させるとともに、必要に応じて市民が自由に参加できる新たな手法を試みます。

(7) 各担当部署が、通常の行政活動において市民の意見を求めることが必要と判断したときは、それぞれの課題にふさわしい方法で、随時、アンケート調査やヒアリング調査を実施する等、基本条例に定めがないことでも市民参加の促進にとって必要なことは積極的に行います。

(青少年及び子どもの市民参加)

(8) 青少年や子どもの生活に密接に関係した政策の立案、実施及び評価については、関係する青少年等の参加を促し、その参加方法については、それぞれの年代の特徴に応じて率直な意見が聞きだせるよう、十分に配慮するとともに、その結果をフィードバックします。

(障がい者や子育て中の方の市民参加)

(9) 障がい者や子育て中の方にも市民参加の権利は当然保障されており、こうした方々が市民参加しやすくなるよう配慮します。

(学習の機会や情報の提供)

(10) 上記(1)～(9)項の市民参加の実施にあたり、市民が責任をもって参加し十分な効果をあげることができるよう、市民参加手続の年間計画の事前公表や、それぞれの手続の方法や課題について学ぶ機会を、適宜、市民に提供します。

(基本条例に定めのない市民参加)

(11) 基本条例での市民参加の定義である「行政活動への参加」に限らず、地域のまちづくり活動への参加という広義での市民参加についても市として応援し、その環境を整えていくため、市民活動支援センターを通じて、積極的な情報発信や様々な機会を設ける等の環境整備を行います。

(12) 上記(1)～(11)項を効果的に実施するため、行政評価制度の活用も含め、行政の保有する情報を、紙面、電子及び電波等の多様な媒体を通して迅速かつ的確に市民に提供します。

Ⅱ－B 市民協働の推進

(市民公益活動団体の活動支援)

- (1) 市民公益活動団体が生まれ育つ環境をつくるため、先駆的な活動に対し、公募と公開審査による資金助成を行います。
- (2) これまで分野ごとに利用していた活動の場を、活動分野を問わず活用できるようにするとともに、可能な範囲で市民公益活動団体が使用できる機材等を充実します。併せて、これらの機能を集約的に果たす活動と出会いの場となる市民活動支援センターを設置します。市民活動の拠点として市民活動支援センターの機能を充実を図ります。
- (3) 地域における多様な分野での市民公益活動団体の成長や発展につなげていけるよう市民活動支援センターの登録団体等の情報を積極的に発信し、幅広く共有していくことにより、新たな担い手の掘起こしやマッチング、各主体間の連携を図ります。また、市民活動を行うために必要な情報が適切に循環するよう、狛江市民活動・生活情報誌「わっこ」を市民公益活動団体がより一層自由に活用できるようにするとともに、市民公益活動団体が情報誌を発行したりウェブサイトを経営する場合に、一定の範囲内で協力します。
- (4) 現在あるいは将来の市民活動の担い手一人ひとりが育ち、行政との責任ある協働ができる団体が育つよう、市民活動支援センターでの講座の開催や交流機会の創出、市の既存のまなび講座や公民館事業等を活用して研修や交流の機会を充実するとともに、市民公益活動団体が独自に行う研修や交流事業に対して、共催や後援を行い、必要な支援をします。

(市民公益活動を行う団体の行政活動への参入機会の拡大)

- (5) 各担当部署における検討や市民公益活動団体からの提案等により、現在及び今後必要となるその専門性、地域性等の特性を活用することができる分野の行政活動のうち、市民公益活動団体の参入が望ましい分野を、ガイドラインを設けて明確にします。について、参入の機会の提供をするよう努めます。また、市民活動支援センターを通じて、市と市民公益活動団体等との連携を促進します。
- (6) 行政活動への参入を希望する市民公益活動団体の登録制を活用し、詳細情報を適宜登録団体に提供し、各担当部署を通じて参入を呼びかけます。

(~~7~~6) 参入団体決定の手續については、それぞれの分野の特性によって市民公益活動団体のもつ能力が十分活かせるものとなるようその方法を検討し、企画コンペ等による透明性のある方法を重視します。

(~~8~~7) 市と市民公益活動団体とが相互に協働事業を提案できるよう、現行制度の見直しや新たな制度の構築を行います。

(条例に定めのない各種の協働)

(~~9~~8) **基本** 条例に定めるもの以外にも、さまざまな協働の試みが展開されることを期待し、その実現のための必要な相談に対応します。

(情報の公開と提供)

(~~10~~9) 上記(1)～(~~9~~8)項を効果的に実施するため、行政評価制度の活用も含め、行政の保有する情報を、紙面、電子及び電波等の多様な媒体を通して迅速かつ的確に市民に提供します。

Ⅲ 市民参加と市民協働の実施後の公表及び報告

(個別の事業実施後の公表)

- (1) 市民参加の手続を実施した場合には、原則として4週間以内にその結果を各担当部署からホームページの「会議録のひろば」に公表し、必要に応じてその概要を「広報こまえ」にも掲載します。なお、会議録等の形式や公表方法については、各会議体ごとに判断します。
- (2) 市民協働の事業が完了した場合には、原則として8週間以内にその概要を各担当部署からホームページの「参加と協働のひろば」に公表し、事業完了報告書は各担当部署に備え置いて誰もが閲覧できるようにします。

(年間を通じた実施概要の報告)

- (3) 年間を通じて実施された市民参加及び市民協働の実施概要については、各担当部署の報告をもとに年度終了後12週間以内に企画財政部政策室で整理及び集約し、市民参加と市民協働に関する審議会で行う総合的評価の資料とします。この資料はホームページや企画財政部政策室窓口で公表し、誰もが閲覧できるようにします。
- (4) 上記資料のほか、多くの市民が市民参加と市民協働について理解と関心を深めることができるよう、分かりやすい資料を作成し、情報発信を行います。

Ⅳ 市民参加と市民協働に関する評価の仕組みづくり

- (1) 市民参加と市民協働の形態や、市民、市民公益活動団体及びNPOの特性を活かしたか等事業実施後には評価を行い、評価に基づいて事業等を見直します。
- (2) 個々の市民参加の手続の適切性や実績に対する自己評価については、現在も実施している行政評価の枠組の中で、さらによりよい仕組について検討するとともに、審議会ですべてを検証し、公表する仕組を導入します。